

公益財団法人福井市ふれあい公社足羽ふれあいセンターの設置及び管理に関する規程

(設置)

第1条 市民のふれあいと健康増進を図り、潤いのある生活づくりに寄与するため、多目的機能を備える足羽ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、福井市足羽2丁目12番31号に置く。

(施設)

第3条 センターを構成する施設は、次に掲げる複合施設とする。

(1) アスレチックジム

(2) ギャラリー

(3) 談話ホール

(4) 足羽公民館

2 前項第4号の施設は、福井市に使用貸借するものとする。

3 前項の規定により使用する場合の管理及び運営については、福井市の定めによるものとする。

4 第1項の各施設を管理運営する者は、施設の管理及び運営に当たり相互に協力するものとする。

(利用時間)

第4条 施設（前条第1項第1号から第3号までの施設をいう。第13条を除き、以下同じ。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、利用をする日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日のときは、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要と認めるときは、利用時間を延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日（火曜日が休日のときは、その翌日以降の最初の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用の承認）

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ理事長の承認（以下「利用の承認」という。）を受けなければならない。利用の承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 理事長は、施設の管理及び運営上必要があると認める場合は、利用の承認に条件を付することができる。

（利用の不承認）

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 施設を汚損し、又は破損するおそれがある者

(3) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがある物品等を携帯している者

(4) 営利、営業、宣伝その他これに類する目的で利用しようとする者

(5) 前各号に掲げる者のほか、施設の管理及び運営上支障があると認められる者

（利用料等）

第8条 施設の利用の承認を受けた者は、理事長にその利用に係る料金（以下「利用料」という。）を支払わなければならない。

2 前項に定める利用料の額は、別表のとおりとする。ただし、ギャラリー及び談話ホールは、無料とする。

3 理事長は、第1条に規定する設置の目的を達成するために実施する講座その他の教室（以下「講座等」という。）を行う場合は、当該講座等に係る受講料を請求することができる。この場合において、当該受講料のほか、実費を必要とするときは、その実費を請求することができる。

(利用料の免除)

第9条 理事長は、要綱で定める基準に従い、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料等の返還)

第10条 既に納入した第8条に規定する利用料、受講料及び実費（以下この条において「利用料等」という。）は、返還しない。ただし、要綱で定める基準に従い、当該利用料等の全部又は一部を返還することができる。

(利用者の遵守事項)

第11条 施設の利用をする者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認の際に付した条件に違反しないこと。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしないこと。
- (4) 施設を汚損し、又は破損しないこと。
- (5) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある物品等を携帯しないこと。
- (6) 営利、営業、宣伝その他これに類する目的で利用しないこと。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、施設の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

(利用の承認の取消し等)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条各号のいずれかに違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 災害その他事故により施設を利用することができなくなったとき。
- (4) 工事その他施設の維持管理上やむを得ない理由により施設を利用することができなくなったとき。

2 前項各号に掲げる場合に該当することにより、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じた場合において利用者に損失が生じても、理事長は、

その損失を補償しない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、施設を故意又は過失により毀損し、汚損し、又滅失したときは、これを原状に復し、又はこれによって生じた損害を理事長に賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

施設名	利用料の額	
アスレチックジム	1人1回 300円	回数券（11枚綴）3,000円